

## ◎新潟県告示第43号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可及び同法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可について申請があるので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月19日

新潟県上越地域振興局長

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

新潟県糸魚川市上刈七丁目1番1号

明星セメント株式会社

代表取締役 高木 功

- 2 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所

新潟県糸魚川市上刈7丁目1397番地1 外3筆

- 3 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定する焼却施設並びに同令第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

- 4 一般廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

可燃ごみ、不燃ごみ

- 5 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、金属くず、鉱さい、動植物性残さ、動物のふん尿、ばいじん、動物系固形不要物、（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

- 6 申請年月日

令和5年12月6日

- 7 縦覧場所

新潟県上越地域振興局健康福祉環境部

- 8 縦覧期間

告示の日から1月間

- 9 その他

この一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更に関し、利害関係を有する者は、縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

意見書の提出先 郵便番号943-0807

上越市春日山町3丁目8番34号

新潟県上越地域振興局健康福祉環境部

環境センター環境課